

玉名市立月瀬小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうることで、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

また、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、本校においては、これまでもいじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童を「必ず守り通す」という姿勢でその解消に向けて取り組んできた。これからも、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」、「熊本県いじめ防止基本方針」「玉名市いじめ防止基本方針」をもとに「月瀬小学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察する必要がある。

但し、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周囲の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内に設置する「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童や塾・スポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいる様な場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものであるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重要な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

(2) いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校にも、起こりうるものである。その際、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序や閉鎖性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるように努める。

(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを旨に行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

2 いじめの防止等のため本校が実施する施策

(1) 月瀬小学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、国及び県の基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等について、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容からなる「月瀬小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

また、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開する。

(2) いじめ防止対策委員会の設置

いじめに関しては、学校が組織的に対応することが重要であり、校内委員会においては、複数の教職員による体制をとり、いじめの事案等必要に応じて、PTA役員や学校評議員、心理や福祉の専門家、医師、警察等、外部専門家の参加・協力も得て対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決を図る。

【いじめ防止対策委員会】(校内委員会)

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、当該学級担任を基本とし、いじめの事案等必要に応じて、他の教職員も含め、柔軟な組織とする。必要に応じて、保護者代表としてPTA役員、地域住民代表として学校評議員、心理や福祉の専門家、医師、警察等、外部専門家を交えた話し合いを行う。

<役 割>

① いじめの防止等に関すること

(学校基本方針の策定や見直し等、いじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルでの検証等)

② いじめの早期発見に関すること

(情報収集、アンケート調査、教育相談等)

③ いじめ事案への早期対応に関すること

(緊急会議の開催、情報の共有、関係児童等への事実関係の聴取、指導・支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携、外部機関等との連携等)

<開 催>

必要に応じて開催する。

(3) 本校のいじめ防止等に関する取組

いじめ防止等の対策は、単にいじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

① いじめの未然防止に関すること

いじめはどの子にも起こりうることから、すべての児童を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・支持的学校風土をつくるとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア いじめの起こりにくい学校経営

- 子どもたちのよさを、認め・ほめ・励まし・伸ばすことを基本とした学校経営に当たる。
- 小さな問題行動であっても、これらの行為を見過ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- 教職員が、子どもの一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

イ 学級経営の充実

- おかしいことはおかしいと言え、お互いの違いと良さを認め合える学級。
- 規範意識を持ち、規律ある生活を送ることができる学級。
- 明るい挨拶と優しい言葉遣いができる学級。

ウ わかる授業づくり

- わかる授業を基本とした基礎学力の定着を図る。
- 個に応じた指導を充実させ、どの子にも分かる喜びを味合わせる。
- 校内研修を活性化させ、各教科における言語活動の充実により、児童の伝え合う力の育成を図る。

エ 道徳教育の充実

- 命を大切にすることを育むプログラムの確実な実施と指導内容の充実を図る。
- 「わたしたちの道徳」「心のノート」「熊本の心」等の有効活用による道徳教育の充実を図る。

オ 人権教育の充実

- 人権学習の全学級授業公開を行う。
- 人権集会（なかよし集会）の内容の充実をはかる。
- 児童や保護者向けの人権教育講演会の充実を図る。

カ 子どもの居場所づくり推進テーブルの充実

- 縦割り活動を充実させ、児童同士のつながりを深める。
- 学校応援団の活動を充実させ、地域住民とのつながりを深める。
- 子どもを語る会や日常からの職員同士のコミュニケーションを大切にすることで、児童についての情報交換を密にし、全職員が児童とのつながりを深められるようにしておく。

キ 情報モラル教育の強化

- パソコンや携帯電話、スマートフォン等のインターネットやメール等に関する児童の実態把握に努め、保護者への啓発と併せて情報モラル教育の強化を図る。

② いじめの早期発見に関すること

教職員は、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいをして行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多

いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめはないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

ア 日常における児童とのふれあいの充実

- 職員朝会を無くし、登校から児童と向き合う時間を確保したり、業間活動を工夫・充実したりして児童と向き合う時間を大切にし、児童とのふれあいや児童に関わりを通して、いじめの発見等にもつなげる。

イ 定期的な調査（アンケート）の実施

- 毎月行う市教育委員会の「たまニャンチェック」や年2回の県教育委員会の「心のアンケート」調査の実施より、いじめの実態把握に取り組む。

ウ 教育相談の充実

- 実施日は「たまニャンチェック」「心のアンケート」が実施された週の学力充実タイムと平行して行う。
- 実施の方法は、チェック事項を基に、日常の生活について個人面談を別室にて実施する。児童の状況で、他も認知すべき案件があれば、即刻、管理職へ報告する。教育相談の内容は、子どもを語る会等を通して全職員で共通理解し、共通実践事項を協議する。

エ 保護者との連携強化

- 日頃から保護者との連絡・相談等を密にしながら信頼関係を構築していく。
- 保護者向けのいじめチェックリスト等の配布により、子どもの気になることについての相談を受ける。

オ 日常における校内巡視の強化

- いじめが起こりやすい昼休みや放課後等における校内巡視を管理職が中心となって行い、併せて児童とのふれあいも行いながら信頼関係を築いていく。

③ いじめに対する措置に関すること

- いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員がいじめ対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞けるような体制をとる。
- いじめられた児童・知らせた児童への安全を確保する。
- いじめ防止対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り必要な組織体制を取り、指導にあたる。
- 該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努める。
- 玉名市教育委員会に報告し、必要に応じて、関係機関と連携をとる。
- いじめに対する研修を行い、教職員の資質向上に努める。

3 重大事態への対処

（１）重大事態の意味

いじめ防止対策推進法第二十八条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

- 1 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 2 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、校長、いじめ対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

ただちに、市教育委員会を通して、市、玉名教育事務所へ事態発生について報告する。

その後、「玉名市いじめ防止基本方針」に従い、速やかに調査、措置を行う。

(3) 調査を行うための組織

本校が設置する調査組織は、学校に置く「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。但し、学校主体の調査では十分な結果が得られないと市教育委員会が判断した場合や学校教育活動に支障を生じる恐れがある場合は、「玉名市いじめ防止等対策委員会」が行う。この調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- いじめを受けた疑いのある児童本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- 在籍児童や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- 保護者や児童本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校とその市や市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防対策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

(5) その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援を求める。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。市教育委員会及び本校は、児童や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

(6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

市教育委員会や本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、本校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会や本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

但し、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明するなどの措置が必要である。

ことに留意する。

また、本校が調査を行う場合は、市教育委員会から、情報提供の内容・方法・時期等について必要な指導や支援を受け、状況に応じた適切な対応を取ることにする。

② 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。

③ 再調査

報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条の規定により、調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等を含めた組織（以下、「調査委員会」という。）において行う。

再調査についても、本校や「市いじめ防止等対策委員会」等による調査同様、調査委員会は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（１）基本方針の見直しの検討と公表

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

本校においても、学校基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。また、本校の基本方針や適切に機能しているかどうかについて定期的な点検を行い、見直し等について公表する。